

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 4月の主な成立法令一覧
3. 4月の主な発刊書籍一覧（私法）
4. 4月の主な発刊書籍一覧（公法・その他）
5. 発刊書籍＜解説＞4月分

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

- (1) 最一判平成15年10月16日判時1845号26頁・平成14年（受）第846号・謝罪広告等請求事件（所沢ダイオキシン報道訴訟上告審判決）
→法務速報30号4番で紹介済み。
- (2) 最二判平成15年10月31日金法1701号60頁 平成12年（受）第1589号
→法務速報31号4番で紹介済
>
- (3) 最二判平成15年11月7日判時1845号58頁金法1703号48頁 平成14年（受）第458号
→法務速報31号5番で紹介済
>
- (4) 最三判平成15年11月11日判時1845号63頁 平成14年（受）第1257号 損害賠償請求事件
→法務速報31号6番で紹介済み。
- (5) 最一判平成15年12月4日判時1847号141頁 平成13年（受）第1066号事件、損害賠償請求控訴、仮執行の原状回復等を命ずる裁判の申立て、損害賠償請求付帯控訴事件
→法務速報32号19番で紹介済
>
- (6) 最一判平成15年12月11日金法1703号44頁 平成12年（受）第485号
→法務速報32号7番で紹介済
>
- (7) 仙台高判平成14年2月20日判タ1136号203頁 平成13年（ネ）第84号 損害賠償請求控訴事件
 - 1 控訴人が墮胎したことについて、将来の具体的な約束があるわけではない妻子ある被控訴人との子であること等の事情から、墮胎を勧めた被控訴人の言動を不法行為とは認めなかった事例。
 - 2 被控訴人が控訴人に対しおこなった、粗暴な言動、背部を噛んだ行為、顔面を殴った行為、頭部を助手席側のガラス窓に打ち付けた行為、背中を足蹴にした行為について、不法行為として損害賠償責任を認めた事例。
 - 3 心的外傷後ストレス障害について労働能力喪失を否定したものの、同心的外傷後ストレス障害の慰謝料70万円を肯定した事例（総額約172万）。
- (8) 東京高判平成14年2月7日判タ1136号208頁 平成13年（ネ）第2193号 損害賠償請求控訴事件
 - 1 心臓手術の際に用いた人工心肺装置中の送血ポンプのチューブの破損により血流中に空気が混入して、脳梗塞を発症し、言語障害、右手運動障害等の後遺症（障害等級1級）を負ったとの事案において、同装置の操作等をおこなった臨床工学技師の雇用者たる自治体に対して、損害賠償責任（約1億2646万円）を認めた事例。
 - 2 チューブの固定が不十分である場合にチューブの亀裂等が生じる旨の具体的な事故発生の危険性を指摘して警告すべき義務があるとして、同装置の製造者に対して、上記同額の損害賠償責任を認めた事例。
- (9) 東京高判平成14年3月13日判タ1136号195頁 平成13年（ネ）第5739号 損害賠償請求控訴事件
賃借希望者たる控訴人が示した本件賃貸借契約の案に対し被控訴人は明確な許否を表示せず、また、控訴人がコンセントの位置、電灯の数及び位置、電話線の位置等を指定し、看板取付金具の設置位置変更工事を行う等の本件賃貸借の準備行為を行ったことについて被控訴人は異議を述べなかったところ、その後、他により有利な条件で契約できる賃借希望者が出現したことから、被控訴人が、本件建物が完成する直前に至って、突然、本件賃貸借契約締結に向けての控訴人との交渉を、一方的に打ち切ったとの事実関係からすれば、被控訴人には、信義則上、一種の契約上の責任として、控訴人が本件賃貸借契約が締結されるものと信じたために被った信頼利益の侵害による損害を賠償すべき責任があり、その金額は、民事訴訟法248条に基づき50万円と認める。
- (10) 東京地判平成15年5月23日金法1702号77頁 平成14年（ワ）第15045号
根抵当権設定登記の負担のある不動産について売買がなされ、買主は、売買代金を支払い同不動産の引渡しを受けたが、売主が、根抵当権等の負担を解消したうえで所有権移転登記手続をすることとなっていたにもかかわらず、負担を解消することができなかったため、買主が売買契約を解除したところ、その後、前記根抵当権に基づき同不動産が競売された場合、同不動産を占有する買主は、売主に対する売買代金返還請求権及び違約金請求権を被担保債権として、買受人に対して留置権を主張することはできない。

(11) 東京地判平成15年11月10日判時1845号78頁 平成15年(ワ)第10908号 授業料返還等請求事件

進学塾の受講契約等の中途解約・中途変更を制限し、受講料等の返還を一切認めない旨の特約が、信義誠実の原則に反し、消費者の利益を一方的に害するものであるとされ、消費者契約法10条により無効とされた事例。

【商法】

(12) 最一判平成16年3月25日 最高HP 平成13年(オ)第734号、平成13年(受)第723号 保険金請求、債務不存在確認請求本訴、同反訴事件

生命保険契約において責任開始の日から1年内に被保険者が自殺した場合には死亡保険金を支払わない旨を定めている自殺免責特約は、責任開始の日から1年内の被保険者の自殺による死亡の場合に限って、自殺の動機、目的を考慮することなく、一律に保険者を免責することにより、当該生命保険契約が不当な目的に利用されることの防止を図るものとする反面、1年経過後の被保険者の自殺による死亡については、当該自殺に関し犯罪行為等が介在し、当該自殺による死亡保険金の支払を認めることが公序良俗に違反するおそれがあるなどの特段の事情が認められない場合には、当該自殺の動機、目的が保険金の取得にあることが認められるときであっても、免責の対象とはしない旨の約定として有効であり、同特約により被保険者の自殺による死亡を保険者の保険金支払義務の免責事由の一つとして規定している商法680条1項1号の規定の適用は排除される。

(13) 東京地判平成14年12月25日判タ1135号257頁 平成13年(ワ)第16363号 損害賠償請求事件

株式会社の取締役の職務懈怠を理由とする商法266条の3の規定に基づく第三者の損害賠償請求事件において、Z社の実質的な代表者の立場にあった取締役Yが第三者Xと取引を開始するにあたり、これによってXに発生する売掛金債権の支払をZの提携会社が資力のないZ社の代わりに支払ってくれるものと軽率に判断し、Xに売掛金債権を生じさせ、当該債権に相当する損害を被らせたことについて、職務懈怠があったとしてYに対する損害賠償請求が認められた。

【知的財産】

(14) 東京高判平成15年10月29日判時1845号127頁 平成15年(行ケ)第248号 審決取消請求事件

「管理食養士」と「管理栄養士」とは、その外観、称呼、観念において類似するものであって、相紛らわしく、「管理栄養士」が一般に宣伝広告され広く普及した国家資格として、その存在及び活動内容が国民によく知られていることを考慮すると、本件商標「管理食養士」に接する需要者、取引者が、これを「管理栄養士」に関連した新たな公的職業資格であるかのように誤信する可能性があるから、このような商標は国家資格に対する一般国民の信頼性を損なうものであり、社会公共の利益に反するから、商標法4条1項7号に該当するとされた事例。(東高判平成15年10月29日・平成15年(行ケ)第249・250号事件も同旨の判決)

(15) 東京高判平成16年3月31日 平成14(ネ)4763 著作権 民事訴訟事件

プレイステーション2用ゲームソフト「DEAD OR ALIVE 2」(以下「本件ゲームソフト」という。)の著作者としての同一性保持権を有する被控訴人が、本件ゲームソフトに「かすみ」という名で登場するキャラクターのコスチュームについて、裸体を選択できるようにメモリーカード上のパラメータデータを編集できるプログラム(以下「本件編集ツール」という。)をCD-ROMに収録して販売した控訴人の行為は、被控訴人の意に反する本件ゲームソフトの変更を惹起するものであり、本件同一性保持権を侵害すると主張して、損害賠償による慰謝料の支払を請求している事案につき、本件ゲームソフトは、ユーザーが「ストーリーモード」を選択してプレイした場合、各キャラクターの対戦成績に対応してコスチューム数が増加し、「かすみ」においては、最終的に6種類のコスチュームを選択して対戦相手と戦闘することができるようになるが、ユーザーが通常プレイしている限りは、対戦画面において「かすみ」が本件裸体影像で対戦相手と戦闘することはなく、本件メモリーカードを使用することで「かすみ」が本件裸体影像で対戦相手と戦闘することができるようになるものであり、これは、本件ゲームソフトの対戦画面の影像ないしゲーム展開が本来予定された範囲を超えたものであり、したがって、本件メモリーカードの使用は、本件ゲームソフトを変更し、同一性保持権を侵害するものというべきであるところ、本件編集ツールは、本件編集による本件メモリーカードの作成のみを目的とするものであるから、専ら本件ゲームソフトの変更のみを目的とするものと認めることができ、これを収録した本件CD-ROMを販売し、他人の使用を意図して流通においた控訴人は、他人の使用による本件同一性保持権の侵害を惹起したものとして、被控訴人に対し、不法行為に基づく損害賠償責任を負うものというべきであると判断した事案。

(15) 東京地判平成15年12月17日判時1845号36頁 平成14年(ワ)第4237号 著作権侵害差止請求事件(音楽ファイル交換事件第一審判決)

→法務速報33号16番で紹介済

>

(16) 東京地判平成16年3月24日 最高裁HP 平成14(ワ)28035 著作権 民事訴訟事件

ホームページ「Yomiuri On-Line」においてニュース記事本文(YOL記事)及びその記事見出し(YOL見出し)を掲出している読売新聞東京本社が、ウェブサイト「Yahoo! Japan」上のニュース記事ページへのリンクボタンとして「YOL見出し」と同一の語句を使用している被告に対して著作権侵害の訴えを行った事案につき、[1] YOL見出しは、その性質上、簡潔な表現で報道対象となるニュース記事の内容を読者に伝えるためのものであり、表現の選択の幅は広いとはいえないこと、[2] YOL見出しは、25字という字数の制限の中で作成され、多くは20字未満の字数で構成されており、この点からも選択の幅は広いとはいえないこと、[3] YOL見出しは、YOL記事中の言葉をそのまま用いたり、これを短縮した表現やごく短い修飾語を付加したものにすぎないことが認められ、これら[1]~[3]の事実を照らすならば、YOL見出しは、YOL記事に掲載された事実を抜きだして記述したものと解すべきであり、著作権法10条2項所定の「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」(著作権法10条2項)に該当するものと認められるとして、YOL見出しは著作物とはいえないと判断し

た事案。

(17) 東京地判平成16年3月24日 裁判所HP 平成15(ワ)25348 商標権 民事訴訟事件

被告は、がん医療の最新情報をごん患者やその家族のために提供するために、月刊誌として「月間がん もっといい日」の発行を継続しており、同雑誌の中で、「治療最前線」の表題の下に、がんに関する最新の治療法の紹介記事を連載していたこと、本件書籍は、上記雑誌の別冊として出版された図書であること、本件書籍の内容は、上記雑誌において「治療最前線」の表題の下に連載された最新のがん治療法の紹介記事を、特に期待されている治療法のみを選択して、まとめられた図書であること、本件書籍で紹介されている記事は、「乳がん内視鏡手術」、「PET/陽電子放射線断層撮影装置」、「がん休眠療法」、「サリドマイド療法」、「陽子線治療」などであるが、合計17点の記事すべてが、注目されている最新の治療法の現場からの紹介に関するものであること等、本件書籍の内容に照らすと、本件書籍の需要者は、「がん治療の最前線」との被告標章を、最新のがん治療法を内容とする記事を掲載した雑誌であることを示す表示であると理解すると解される。従って、被告が本件書籍において被告標章を用いた行為は、被告標章を、本件書籍の自他商品識別機能ないし出所表示機能を有する態様で使用する行為、すなわち商標としての使用行為であると解することはできないから、本件商標権「がん治療最前線」(第4505217号)の侵害には当たらない。

(18) 東京地判平成16年3月29日 裁判所HP 平成15(行ウ)514 特許権 行政訴訟事件

特許料等の納付手続に係る事務の委任を受けたCPA担当者は、特許料の納付等の事務の遂行を専門とする者であり、また、我が国における特許料の納付についての事務を受任したのであるから、我が国の特許料の納付事務を遂行する上で、基本的な事項を十分に把握、確認して、過誤が生じないような措置を採るべき注意義務がある。また、日付の表記方法には、「月・日」の順で表記する米国式と、「日・月」の順で表記する英国式とがあり、相互に誤認、混同が生じ得ることは容易に予測できるから、米国式と英国式の表記方法の相違に起因する誤解が生じないような対策を講ずべきであったといえる。CPAのデータ入力スタッフは、特許査定の日「1997-03-11」との表記を1997年11月3日を意味するものと誤解してコンピュータに入力したところ、CPA担当者は、上記入力事務をデータ入力スタッフにまかせたままにし、自らは、特許査定の日が正確に入力されたかどうかを確認することせず、このため本件特許料等を追納期限を徒過したのであるから、同人には上記の基本的な注意義務に違反する重大な過失があったといふべきである。原告は、本件特許料等の追納事務をその専門家であるCPA担当者に委任したのであるから、本件特許料等をその追納期間内に追納しなかったことについて、重大な過失が認められるから、原告には、法112条の2第1項の「その責めに帰することができない理由」があったといふことはできない。

(19) 東京地判 平成16年3月30日 裁判所HP 平成15(ワ)23164 不正競争 民事訴訟事件

原告が、被告において「天理教豊文教会」の名称を使用する行為が不正競争防止法2条1項2号又は1号所定の不正競争行為に当たると主張して、上記名称の使用の差止めを請求し、不正競争防止法の適用の可否が争点となった。不正競争防止法は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止等に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものである(同法1条)。したがって、同法1条にいう「事業」及び同法3条にいう「営業」とは、広く経済上その收支計算の上に立つて行われる事業一般をいい、その種類、対象の如何を問わないものと解すべきである。宗教法人法は、「宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えること」を目的として制定され(同法1条1項)、同法により法人となった宗教団体を宗教法人と称している(同法4条2項)。同法においては、「業務」と「事業」を使い分けており、「業務」とは、宗教上の本来的活動、すなわち教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する等の活動及びそれに伴う直接間接の事務をいい、「事業」とは宗教団体の行う公益事業その他の事業を総称するとされている(同法6条2項)。また、宗教法人は、宗教活動以外の事業実施の有無を問わず、財産目録と收支計算書を作成し、これを事務所に備え付ける等の義務を負うこととされている(同法25条)。そうすると、宗教法人の業務及び事業は、いずれも広く経済上その收支計算の上に立つて行われるものといふことができる。よって、宗教法人の業務ないし事業についても、不正競争防止法を適用することができ、宗教法人であることの一事をもって同法が適用されないといふことはできない。

【民事手続】

(20) 最三決平成15年11月11日金法1701号58頁 平成15年(許)第23号

→法務速報31号27番で紹介済

>

(21) 最一決平成16年4月08日 最高HP平成15年(許)第44号 移送申立て却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件

民訴法5条9号は、「不法行為に関する訴え」につき、当事者の立証の便宜等を考慮して、「不法行為があった地」を管轄する裁判所に訴えを提起することを認めているところ、同号の規定の趣旨等にかんがみると、この「不法行為に関する訴え」の意義については、民法所定の不法行為に基づく訴えに限られるものではなく、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する侵害の停止又は予防を求める差止請求に関する訴えをも含むものであるから、不正競争防止法3条1項に基づく不正競争による侵害の差止めを求める訴え及び差止請求権の不存在確認を求める訴えは、民訴法5条9号所定の「不法行為に関する訴え」に該当する。

(22) 東京高判平成13年7月31日判タ1136号222頁 平成13年(ホ)第1562号 認知等請求 控訴事件

1 既にある者から認知されている子が、認知者以外の者に対して新たに訴えにより認知を求める場合においては、既にされている認知の無効の訴えと認知の訴えとを併合して審理判断することができる。

2 既に認知をしている者と、新たに認知を求める相手方が、ともに死亡しているときは、同一の検察官を各訴えに共通の被告とすることも妨げられない。なぜなら、検察官が人事訴訟において当事者とされるのは、身分法秩序における公益を代表するためであり、利益相反の問題が生ずる余地がないからである。

(23) 東京高決平成15年3月26日(判例タイムズ1136号256頁、平成15年(ラ)第320号、移送申立却下決定に対する即時抗告事件)

(破産会社が、原告との間において、破産会社の敷地内に保有していた清酒について流動集合動産譲渡担保契約を締結していたところ、破産管財人がこれを原告に無断で売却したとして、原告が破産者及び破産管財人個人に対して、義務履行地を債権者住所地として、東京地方裁判所に損害賠償請求の訴えを提起した事案)

1 契約当事者間における不法行為の義務履行地は、契約上の義務履行地であり、本件では担保物の所在地である兵庫県である可能性がある。

2 仮に、形式的に、東京地方裁判所に管轄が肯定されるとしても、本件については、被告となる破産管財人が法廷に出頭して十分に攻撃防御をする機会が与えられるべきであること、被告らが勝訴したとしても口頭弁論に出頭するための経費が事実上被告らの負担となること、破産管財人や破産会社の社員らといった本件契約の締結及び上記担保物の処分に関わった関係者はいずれも兵庫県に在住すること等からすると、当事者間の衡平を図るため、本件事案を上記関係者の住所を管轄する神戸地方裁判所に移送する必要がある。

(24) 東京高決平成15年5月22日判タ1136号256頁 平成15年(ラ)第794号 移送申立却下決定に対する即時抗告事件

1 本件のような金銭債権の弁済場所は、別段の意思表示なき限り、債権者の現時の住所である。そして、債権譲渡があった場合、その債権の履行場所は新債権者の住所地となる。

2 本件銀行取引に基づく訴訟については、本件銀行本店あるいはその奈良支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする旨の合意があり、その管轄合意の効力は、債権譲受人にも及ぶから、合意管轄裁判所は、奈良地方裁判所である。

3 本件については、保証人の責任が問題となる抗告人本人の尋問のほか、本件銀行支店の担当者らの証人尋問が必要になるところ、いずれも奈良市あるいはその周辺に住所を有すること、債権譲渡に伴いその義務履行地が新債権者の住所地に変更されるとしても、銀行取引をする者は、通常、その銀行の取引店舗あるいは本店を履行場所として考えるのが一般であるから、本件について東京地方裁判所の管轄権があるとしても、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため、本案事件を抗告人らの住所を管轄する奈良地方裁判所に移送する必要がある。

【刑事法】

(25) 最三決平成15年12月3日判時1845号147頁 平成13年(あ)第12号 証券取引法違反被告事件

甲会社の代表取締役専務であった被告人が、乙会社が甲会社と合併することを決定したという重要事実を知ったことが平成9年法律第117号による改正前の証券取引法166条1項4号にいう「当該契約の履行に関し知ったとき」(インサイダー取引)にあたるか否かについて、甲会社が乙会社に非接触型ICカードの販売を許諾する旨の基本合意を締結したことによって、甲会社の代表取締役専務であった被告人は、合併の決定等の乙会社への投資判断に影響を及ぼす情報を知り得る立場に立ったものであり、基本合意で予定されていたというべき独占的販売権を取得させる方法に関する乙会社側との交渉を行う過程で、乙会社の代表取締役社長が両会社を合併する旨決定したという重要事実を知ったと認められるから、被告人において上記重要事実に関する情報を得たことが上記同条項に当たるとは明らかで、「当該契約」は重要事実を前提として締結される契約に限定されるべき根拠はない(基本合意もこれにあたる)とされた事例。

なお、改正後の証券取引法166条1項4号は、「当該上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者(その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。)であって、当該上場会社等の役員等以外のもの 当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知ったとき」と、条文が整備されている。

(26) 最二決平成15年12月18日判時1847号152頁 平成15年(あ)第537号事件、有価証券偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、有印私文書偽造、同行使被告事件

→法務速報33号36番で紹介済

>

(27) 最一決平成16年3月22日 最高HP 平成15年(あ)第1625号 殺人、詐欺被告事件

被害者を事故死に見せ掛けて殺害するため、クロロホルムを吸引させて失神させた上、自動車ごと海中に転落させてでき死させる計画の下にこれを実行した場合につき、失神させる行為の開始時点において殺人罪の実行の着手があり、殺人行為に着手してその目的を遂げた以上、実行犯の認識と異なり、クロロホルムを吸引させた行為により海中に転落させる前に被害者が死亡していたとしても、殺人の故意に欠けるところはないとされた事例

(28) 最三判平成16年4月13日 最高HP 平成15年(あ)第1560号 医師法違反、虚偽有印公文書作成、同行使被告事件

医師法21条にいう死体の「検案」とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査することをいい、当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わない

医師法21条の届出義務は、犯罪捜査の端緒又は被害拡大防止の役割を担った行政手続上の義務であるところ、その公益上の必要性が高いこと、その性質・内容・程度が届出人と死体とのかわり等、犯罪行為を構成する事項の供述までも強制されるものではないこと及び医師という資格の特質に照らせば、医師がその死因等につき診療行為における業務上過失致死等の罪責を問われるおそれがある場合にも、本件届出義務を負うことは、医師免許に付随する合理的根拠のある負担として許容されるものというべきであり、憲法38条1項に違反しない

(29) 福岡高判平成13年8月22日判タ1135号307頁 平成12年(う)第456号 贓物故買被告事件

被告人が光徳寺から盗み出された棟方志功の版画、掛軸などをその窃盗犯の1人から受け取っていたが、被告人が、当時これが盗品であることを知らず、貸付金の担保として預かったにすぎないと知性を争った事案において、被告人に盗みの出所を明らかにして売却したとの窃盗犯の供述と捜査段階から一貫して知性を争っていた被告人の供述の信用性を、被告人が担保として預かったというものの貸付の契約書を作成しておらず帳簿にも載せていないこと、盗品を持ち込んだのが画商ではなく多額の負債を抱えた人物であったこと、同人の提示した金額が当該美術品が有するはずの価値に比べはるかに低額であったこと等の事情を検討分析して判断し、被告人の知性を認めた。

(30) 東京地判平成14年10月24日判タ1135号305頁 平成14年(わ)第2781号 傷害被告事件

口論の相手方から襟首付近を掴まれるなどの暴行を受けた被告人が、所携の包丁で相手方の左腕を斬りつけた事案において、相手方の侵害に対し被告人が包丁で相手方を切りつけることは防衛行為としての相当性を欠く過剰な行為であったとの判断を示したうえで、被告人が殴られると勘違いするような素振りや相手方がした事実もなかったことからすると、被告人は相手方の侵害行為の内容、程度や自己の行為の内容等といった防衛行為の過剰性を基礎付ける事実を十分認識していたと認められるから、誤想防衛が成立せず、過剰防衛が成立するとした。

【公法】

(31) 最三判平成15年11月11日判時1847号21頁 平成10年(行ツ)第167号事件、公文書非公開決定取消請求事件

→法務速報31号35番で紹介済

>

(32) 最二判平成15年11月21日判時1847号24頁 平成11年(行ヒ)第145号事件、公文書開示拒否処分取消請求事件

→法務速報32号14番で紹介済

>

(33) 最二判平成15年12月19日金法1702号68頁 平成10年(行ツ)第149号

→法務速報33号25番で紹介済

>

(34) 東京高判平成15年9月11日判時1845号54頁 平成14年(行コ)第234号 事業認可処分取消請求控訴事件

公園都市計画事業認可処分の前提となる都市計画決定において、都市施設の適切な規模や配置といった事項は都市計画を決定する行政庁の広範な裁量に委ねられているというべきと判断したうえで、既存公園に隣接する国有地(公務員宿舍用地)を事業地に組み入れず、隣接する民有地を事業地に組み入れたとしても、裁量権を逸脱し又はこれを濫用した違法があるとはいえないとして、一審判決(判例時報1835号52頁)を取り消した事例。

(35) 東京地判平成15年12月3日判時1845号135頁 平成14年(行ウ)第51号 戒告処分取消請求事件

校長から入学式の国家(君が代)斉唱に際しピアノ伴奏を行うよう職務命令を受けた音楽教諭がこれに従わなかったことを理由にされた戒告処分につき、入学式で「君が代」を含む児童の歌唱をピアノで伴奏することは原告の職務に関する事項に含まれる、職務命令が原告の思想・良心の自由を制約するものであっても受忍すべきものである、結果的に入学式において混乱が生じなかったことなどを考慮しても、戒告処分が裁量権の濫用にはあたらないとして、同処分が違法ではないとされた事例。

【社会法】

(36) 最一判平成15年12月22日判時1847号10頁 平成13年(行ヒ)第96号事件 不当労働行為救済命令取消請求事件

→法務速報33号38番で紹介済

>

(37) 最一判平成15年12月22日判時1847号10頁 平成15年(行ヒ)第16号事件 労働委員会救済命令取消請求事件

→法務速報33号39番で紹介済

>

(38) 最一判平成16年3月25日 最高HP 平成14年(行ヒ)第154号 免職処分取消請求事件

[1] 約7年間の長期にわたって、胸章不着用、始業時刻後の出勤簿押印、標準作業方法違反、研修拒否、超過勤務拒否等の非違行為その他類似の行為を繰り返し、合計937回の指導及び職務命令を受け、13回の注意、118回の訓告、5回の懲戒処分に付され、[2] 上司の再三にわたる指導訓戒にも始終無言の態度を採り、[3] 懲戒処分を受けても、人事院の判定が下されるまでは、非違行為を改めようせず、[4] 人事院の判定が下された後は、異なる類型の新たな非違行為を始め、懲戒処分の対象とされなかった非違行為については改めなかった郵政事務官の行為、態度等は、容易に矯正することのできない同人の素質、性格等によるものであり、職務の円滑な遂行に支障を生ずる高度の蓋然性が認められるから、国家公務員法78条3号に基づいてなされた分限免職処分に裁量権の逸脱、濫用の違法があるとはいえないとされた事例

(39) 東京高判平成13年6月27日判タ1135号214頁 平成12年(ネ)第2577号 地位確認請求控訴事件

航空会社(オーストラリア法人)に期間の定めのある契約により雇用された客室乗務員(控訴人)らに対する雇止めについて、客室乗務員の経歴、会社との当初の雇用契約締結の経緯

や採用時・訓練時・就労後あるいは日本ベース客室乗務員への移籍時の会社幹部社員の言動、勤務実態や労働条件等から、当該契約は期間が満了したとの理由のみでは会社による雇止めが行われず、控訴人らにとって正社員と同様に雇用契約が継続されるとの期待・信頼がなされていたものであると認定し、控訴人らに対する雇止めに解雇に関する法理が類推適用されるとしたうえで、控訴人らに対する雇止めがなされた当時の会社の経営状況に照らせば、会社が雇止めをなすの特段の事情は認められないとして控訴人らに対する会社の雇止めを無効とした。

(40) 東京高判平成13年9月11日判タ1136号162頁 平成12年（ネ）第4078号、平成12年（ネ）第5700号、損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件

ストライキの前倒し実施に関し、運休列車、遅延列車等の混乱が生じた原因は、本件労働組合が、事前の通告に反して、僅か5分前にストライキを前倒し実施する旨を通告して、本件前倒しストライキの実施を行ったことにあり、その手続き、手段、態様において正当性を欠くから、違法な争議行為であり、本件労働組合は、本件会社に対して損害を賠償する義務がある。

2. 4月の成立法令一覧

種類 提出回次 番号
議案件数

- ・衆法 159 8
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
・・・・上記地震の定義および同地震災害における基本計画と施設設置等に関する法律
- ・衆法 159 11
児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律
・・・・児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務強化、児童虐待の通告義務の範囲拡大等に関する改正
- ・衆法 159 15
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律
・・・・議長、副議長及び議員の歳費月額を内閣総理大臣、国務大臣の百分の九十とする改正
- ・衆法 159 17
クリーニング業法の一部を改正する法律
・・・・クリーニング所を開設しないで行うクリーニング業の衛生水準確保等に関する改正
- ・衆法 159 18
公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律
・・・・公衆浴場経営者が国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める等の改正
- ・閣法 159 3
平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律
・・・・各年金事業の運営費等を公債発行によって資する特例
- ・閣法 159 4
被災者生活再建支援法の一部を改正する法律
・・・・被災者生活再建支援金の支給限度額を上げる改正
- ・閣法 159 5
所得税法等の一部を改正する法律
・・・・公的年金等控除上乘せ及び老年者控除廃止等年金税制の改正、住宅借入金等に係る所得税額控除制度の延長等、多岐に渡る税制度の改正
- ・閣法 159 6
関税定率法等の一部を改正する法律
・・・・特許権侵害物品該当性を認定するための手続における輸入者名等の通報制度等、諸般の経済事情に即した同法の改正
- ・閣法 159 7
中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律
・・・・中小企業総合事業団からの中小企業金融公庫への保険業務移管等の改正
- ・閣法 159 8
中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律
・・・・投資事業有限責任組合が中小企業等以外の株式会社の発行する株式取得及び保有、その株式会社の発行する社債、有価証券の取得及び保有を事業として追加する等の改正
- ・閣法 159 10
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律
・・・・同法の有効期限の五年延長及び独立行政法人奄美群島振興開発基金設立等の改正
- ・閣法 159 11
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律
・・・・土地利用基本計画作成のための交付金制度の廃止、市町村が作成する都市再生整備計画に基づく事業のための交付金制度創設等の改正

・閣法 159 12

東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法

- ・・・同空港の航空機発着回数増加に対応する滑走路等の新設および事業費の確保等の措置

・閣法 159 13

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

- ・・・判事、判事補及び簡易裁判所判事、裁判所職員の定員を微増する改正

・閣法 159 14

裁判所法の一部を改正する法律

- ・・・裁判所書記官研修所及び家庭裁判所調査官研修所を統合して裁判所職員総合研修所を設置する改正

・閣法 159 15

弁護士法の一部を改正する法律

- ・・・法学部教授等および内閣法制局参事官等の職に在った者の司法修習生となる資格の特例につき所定の研修を要件とする改正

・閣法 159 16

警察法の一部を改正する法律

- ・・・警察庁刑事局に組織犯罪対策部、警備局に外事情報部を設置する等の改正

・閣法 159 20

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

- ・・・人口段階別税率区分の市町村民税廃止、固定資産税の制限税率の廃止等の課税自主権の拡大等の改正

・閣法 159 21

所得譲与税法

- ・・・所得課税源の移譲の経過措置として、毎年度の収入額の一定額を所得譲与税として地方公共団体に譲与する措置法

・閣法 159 22

地方交付税法等の一部を改正する法律

- ・・・交付税及び譲与税の借入金償還方法改正および経過措置として税源移譲予定特例交付金創設等の改正

・閣法 159 23

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

- ・・・新東京国際空港の名称を成田国際空港に改める法律

・閣法 159 24

児童福祉法等の一部を改正する法律

- ・・・地方公共団体の設置する保育所における保育費用を国庫負担の対象外とする改正

・閣法 159 25

植物防疫法の一部を改正する法律

- ・・・病害虫防除所職員の経費を地方交付金の対象外とする改正

・閣法 159 26

外務省設置法の一部を改正する法律

- ・・・儀典長を廃止する改正

・閣法 159 27

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

- ・・・在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当等の基準額を改定する法律

・閣法 159 28

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

- ・・・国民年金等の額を平成十五年の平均物価指数を基準として改定する法律

・閣法 159 29

日本学術会議法の一部を改正する法律

- ・・・日本学術会議の所轄、組織、会員推薦方法等の改正

・閣法 159 45

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律

- ・・・公立の義務教育学校の教職員等に係る経費を国庫負担の対象外とする改正

・閣法 159 53

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

- ・・・国際航海船舶の本邦への入港に係る規制に関する措置、罰則等を定めた法律

・閣法 159 54

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律

- ・・・船舶による汚染の防止のための国際条約に関する議定書に則する窒素酸化物の放出の規制、船舶に使用される燃料油に関する規制等に関する改正 v

- ・関法 159 55
- 油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律
- ・ ・ ・ 油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書に則する一般船舶油濁損害等に係る保障契約締結を義務付ける改正

3. 4月の主な発刊書籍一覧 (私法部門)

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- 川井克倭・地頭頭五男 青林書院 434頁 4200円
・ Q & A 景品表示法〔改訂版〕 景品・表示規制の理論と実務
- 商事法務編 商事法務 474頁 4500円
・ ハンドブックシリーズ 3 取締役・執行役
- 日弁連法務研究財団編 商事法務 242頁 2700円
・ JLF叢書4 論点教材 電子商取引の法的課題
- 柳田幸男・野村晋右監 商事法務 319頁 3800円
・ IR型株主総会理論と実務
- 河村 貢・豊泉貫太郎・河村哲雄ほか編 商事法務 910頁 5500円
・ 別冊商事法務269 株主総会想定問答集 平成16年度版
- 商事法務編集部編 商事法務 571頁 4600円
・ 別冊商事法務270 招集通知・議案の記載事例 平成16年度版
- 西尾信一編 法律文化社 232頁 2800円
・ 金融取引法〔第2版〕
- 円谷 峻 成文堂 314頁 4500円
・ 新・契約成立と責任
- 園尾隆司・須藤英章監 信山社出版 500頁 5600円
・ 民事再生法書式集〔第3版〕
- 日本民事訴訟法学会編 法律文化社 316頁 3300円
・ 民事訴訟雑誌 50号

4. 4月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門) ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- 吉岡睦子・長谷部由紀子編 三省堂 256頁 2600円
・ Q & A 人事訴訟法解説
- 樋口陽一他著 青林書院 372頁 5000円
・ 注解法律学全集 4 憲法IV (第76条～第103条)
- 上村貞美 成文堂 316頁 5500円
・ 香川大学法学会叢書 2 性的自由と法
- 吉田恵子 中央経済社 190頁 2200円
・ はじめての課税事業者になるための人の 消費税の届出・計算・申告
- 菅原郁夫・岡田悦典他編 商事法務 357頁 3000円
・ 法律相談のための面接技法 相談者とのよりよいコミュニケーションのために . . .
★
- 松宮孝明 成文堂 384頁 6000円
・ 過失犯論の現代的課題
- 大久保一徳編著 法律文化社 458頁 4000円
・ 薬と社会と法
- 木谷 明 法律文化社 280頁 3600円
・ 刑事裁判の心 事実認定適正化の方策
- 町野 朔編 有斐閣 300頁 3000円
・ 別冊ジュリスト 精神医療と心神喪失者等医療観察法
- 東京弁護士会編 商事法務 196頁 2200円

・弁護士会研修叢書 42 相続紛争処理と弁護士実務

東京弁護士会編 商事法務 167頁 2500円
・弁護士研修講座 平成15年度春季

東京弁護士会編 商事法務 219頁 2500円
・弁護士研修講座 平成15年度秋季

星周一郎 東京大学出版会 336頁 8400円
・放火罪の理論

5. 発刊書籍<解説>

・法律相談のための面接技法 相談者とのよりよいコミュニケーションのために
クライアントに対する従来の法律相談に変え、カウンセリング型の面接技法を紹介した良書。法律相談に慣れていない若手の実務家にとっては方向性と諸対応方法の目安書として重宝する内容となっている。カウンセリングを主眼に置き、現実の事例に即した数々のコラムも必読である。
2部構成の第2部は、ケースメソッドとロールプレイを多数紹介しており、法科大学院のテキストとしても有用である。

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
